

10万円の特別定額給付金について

2020年4月20日に総務省のホームページに「特別定額給付金の概要」についての情報が出ました。内容は以下のとおりです。

○お金をもらえる人、受け取る人

・お金をもらえる人は、基準日（2020年4月27日）までに、住民基本台帳に記録されている人です。

・受け取る人は、お金をもらえる人がいる世帯の世帯主です。

※日本に3ヶ月以上長く住む在留カードがある人、住んでいる町の役所に「住民票」を登録している外国人も対象になるので、お金をもらえます。

○もらえる額

・もらえる人1人につき10万円

○お金をもらうための申請とお金を渡す方法

(1) 郵送で申請する方法：市区町村から受け取る人に申請書が送られます。その申請書に振込先口座を書きます。そして、振込先口座の確認書類と本人確認書類のコピーを市区町村に送ります。

※申請書は2020年4月27日に住民基本台帳に登録されている住所に送られます。その後、引っ越しをした場合、申請書が届かないことがあります。その時は、引っ越しする前の市区町村に連絡してください。

(2) オンラインで申請する方法（マイナンバーカードを持っている人が使えます）：マイナポータルから振込先口座を入れます。そして、振込先口座の確認書類をアップロードして、電子申請します。

○もらえる日

・市区町村の中で決まります

・申請の期限は受付が始まった日から3ヶ月以内

○コールセンター

TEL：0120-260020

対応 時間：9:00～18:30

※通訳が必要な人は、気軽に当センターに連絡してください。

参考：[https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html)

[19/kyufukin.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html)（日本語のみ）